

島根県ろうあ連盟規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本連盟は、島根県ろうあ連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、事務所を島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根2階に置く。
- 第3条 本連盟は、島根県内に在住する聴覚障害者の各地区団体並びに本連盟の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 第4条 本連盟は、各地区団体の団結のもとに、ろうあ者の人権を守り、その福祉を増進することを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 総会並びに各種行事の開催。
 2. 各地区団体に対する援助・育成。
 3. 機関紙の発行。
 4. 研修会、中央講習会、福祉講演会等の開催。
 5. 各都道府県のろうあ者団体との連絡並びに親善提携。
 6. 他の障害者や健聴者との交流連帯。
 7. その他、本連盟の目的達成のため、必要な事業。

第 3 章 役 員

- 第6条 本連盟は、次の役員を置く。
1. 連 盟 長 1名
 2. 副 連 盟 長 2名
 3. 事 務 局 長 1名
 4. 会 計 部 長 1名（兼ろうあ者日曜教室事業部長）
 5. 専 門 部
 - ・組 織 部 長
 - ・教 育 ・ 文 化 部 長
 - ・情 報 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 委 員 長
 - ・福 祉 ・ 労 働 部 長（三役）
 - ・防 災 対 策 部 長
 - ・機 関 紙 部 長
 - ・ス ポ ー ツ 委 員 長
 - ・青 年 部 長
 - ・女 性 部 長
 - ・高 齢 部 長 } 専門部会より自動的に選出
 6. 理 事 8名
 7. 評 議 員 若干名
 8. 監 事 2名
 9. 議 長 2名
 10. 全日ろう連評議員 3名
 11. 中国ろう連評議員 3名
 12. 県身障連評議員 1名
 13. 県身障スポーツ理事 1名

- 第7条 本連盟の役員選出は次のとおりとする。
1. 連盟長、副連盟長は理事会の互選により、総会において報告する。
 2. 事務局長は理事会の推選により、連盟長が委嘱する。
 3. 理事は評議員会において選出する。
 4. 評議員は各地区団体において、会員数 10 名未満2名とし、5名増やす毎に1名を追加推選するものとする。総会において、連盟長の推選により若干名選出することができる。但し、各専門部から1名評議員として推選する。
 5. 監事は評議員会の互選による。
 6. 議長は評議員会の互選による。
 7. 全日ろう連・中国ろう連・県身障連の各評議員は理事会の互選による。
- 第8条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。
1. 連盟長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
 2. 副連盟長は連盟長を補佐し、連盟長事故あるときは代行する。
 3. 事務局長は連盟長の命をうけ、会務を執行し、総括する。
 4. 理事は理事会を組織し、会務執行をはかる。
 5. 評議員は重要事項を協議する。
 6. 監事は会計及び事業執行を監査する。
 7. 議長は総会、評議員会の円滑なる運営にあたる。但し、理事会の議長は連盟長にあたる。
- 第9条 役員の任期は、4ヶ年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 本連盟は、顧問・参与を置くことができる。
1. 顧問・参与は理事会の推選により、連盟長の委嘱による。
 2. 顧問・参与は会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第11条 本連盟は、必要に応じ、職員、書記を置くことができる。
- 第12条 理事、評議員（地区役員含む）は、次の事項を守る。
1. 連盟の名誉または信用を傷つける行為をしないこと
 2. 社会的、道義的に非難を受けるような行為をしないこと
 3. 連盟会員相互の信頼を損なう強権的な行為をしないこと

第 4 章 会 議

- 第13条 総会は年一回開催する他必要に応じ、臨時に召集することができる。
- 第14条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
1. 規約並びに規則の改廃承認。
 2. 予算の議決並びに決算の承認。
 3. 事業計画の承認。
 4. その他重要事項。
- 第15条 会議の過半数の出席により成立し、委任状の提出をもって出席とみなす。
- 第16条 評議員会の議案は開催1週間前まで文書をもって、連盟長に提出するものとする。
- 第17条 評議員会は、連盟長の召集により重要事項を協議し、諮問に応ずる。
- 第18条 連盟長の必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

第 5 章 会 計

- 第19条 本連盟の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。
- 第20条 会費は、総会の議決によって定める。

第21条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 特別な事業を行なう場合、評議員会の議決により臨時に特別会計を設けることができる。

第23条 会計事務は別に定める会計規則による。

第 6 章 地 区 団 体

第24条 地区団体は次の事項を連盟長に届け出るものとする。

1. 地区団体所在地
2. 地区団体責任者
3. 会員名簿
4. その他、必要と認められる事項

第 7 章 附 則

第25条 規約は、昭和38年 4月 1日から施行する。

昭和42年 4月 1日から一部改正施行

昭和49年 4月 1日から一部改正施行

昭和50年10月19日から一部改正施行

昭和52年 4月17日から一部改正施行

昭和59年10月 1日から一部改正施行

昭和62年11月29日から一部改正施行

平成11年 6月20日から一部改正施行

2007年 4月22日から一部改正施行

2012年 4月 1日から一部改正施行

2016年 4月17日から一部改正施行

2020年 7月 5日から一部改正施行

会 計 規 則

第1条 予算の執行はすべて、理事会の決議による。

第2条 会計区分は次のとおりとする。

1. 一般会計（本連盟、各専門部）
2. 特別会計（中国大会、耳の日記念集会、その他）
3. 出版会計（手話の本、季刊みみ、その他）
4. 委託事業会計（ろうあ者日曜教室事業）

第3条 会計担当者は次の簿冊を備え付けなければならない。

1. 支出稟議簿
2. 金銭出納簿
3. 予算整理簿、決算整理簿
4. 証拠書綴
5. 物品台帳

第4条 本連盟規約第18条の会費に基づき、会費の納入について次のように定める。

1. 会費は各地区団体の所属会員1名につき、評議員会で定める金額を納入する。
2. 手続き方法は、各地区団体により本連盟に会員数の報告とその数に乗じた総額を一括納入する。
3. 納入期間はその年度内とする。

第5条 会計監査は毎年1回以上行ない、その結果を総会に報告するものとする。

第6条 本連盟の部内委託事業についてはその完了後連盟長に報告するものとする。

第7条 この規則は昭和42年 4月 1日から施行する。

昭和62年11月29日から一部改正施行する。

平成 2年 5月28日から一部改正施行する。

2007年 4月22日から一部改正施行する。